

第6回 多核種除去設備等処理水の取扱いに係る

「関係者の御意見を伺う場」

日時 令和2年9月9日（水）14：30～15：45

場所 ラーニングスクエア新橋 6階「6-ABC」

○新川事務局長補佐

それでは定刻になりましたので、第6回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る「関係者の御意見を伺う場」を開催いたします。

本日も新型コロナウイルスの対策を十分に行った上での開催とさせていただきます。

また、御意見いただく方の御希望に応じてウェブにて御参加いただくこととしております。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、国側の参加者の御紹介をさせていただきます。

松本洋平経済産業副大臣。

横山信一復興副大臣。

石原宏高環境副大臣。

外務省、永吉軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長。

財務省、佐藤大臣官房総合政策課政策推進室長。

厚生労働省、中山医薬・生活衛生局食品基準審査課長。

文部科学省、松浦研究開発局原子力課長。

国土交通省、禮田大臣官房参事官（運輸安全防災）。

農林水産省、中澤大臣官房地方課長、高瀬水産庁増殖推進部研究指導課長。

また、本日、進行役を務めます廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐の新川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本会議の様子はインターネットによるライブ配信が行われております。御出席されている方々におかれましては御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

それでは、御意見の表明に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、日本商工会議所、久貝卓常務理事から御意見を頂戴いたします。

本日はよろしくお願いいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は、御多忙の中、御参加をいただきまして誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPSなどで浄化をいたしました処理水につきまして、ALPS小委員会におきまして、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についても取りまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされました。

また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえました現時点での検討素案が示されたところであります。こうした内容につきまして幅広い関係者の御意見を伺うことを目的とし、4月からこれまで5回の御意見を伺う場を開催をいたしてきたところであります。

本日は、東京都内での開催といたしまして、関係者の皆様から御意見を頂戴をいたします。御希望をされた方におかれましては、ウェブ会議にて御参加をいただいております。

また、本会議には、横山復興副大臣、そして石原環境副大臣にも御参加をいただいております。

本日お聞かせいただく御意見も踏まえまして、今後、政府といたしましてALPS処理水の取扱方針を決定してまいります。

本日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いを申し上げ、私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○新川事務局長補佐

それでは、久貝常務理事から御意見の表明をよろしくお願い申し上げます。

○久貝常務理事

日本商工会議所常務理事の久貝でございます。本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。それでは、早速意見を申し上げます。

まず、震災から9年が経過いたしました。今年は国が10年と定めた復興・創生期間の最終年となります。足元ではインフラ整備を中心に復興は着実に進んでいるものの、時間の経過とともに被災地域が置かれている状況や直面すべき課題が様々に変化しており、復興支援ニーズも多面的かつ複雑になっていると承知しております。

予定されている復興計画が着実に実行され、さらに現在動き出している福島イノベーション・コースト構想、あるいは、国際リニアコライダー構想などの事業も通じて福島をはじめとする東北地域の復興がさらに加速していくこと、強く期待しているということをまず申し上げます。

私どもは原発事故の収束なくして完全な復興はない、福島の完全な再生はないという認識の下で震災発生後から累次にわたり処理水の処分、中間貯蔵施設の整備促進、原子力損害賠償への迅速・適切な対応について国や関係機関などに求めてまいりました。

福島においては、原発事故に伴い、今なお4万人もの住民の方が避難生活を強いられております。福島の復興・再生を果たすためには原発事故の解決が不可欠であります。

廃炉については、地域住民の理解を得ながら国指導の下、科学的知見を総動員して事故の収束に全力を尽くすことが必要であると考えております。

さて、先般ALPS小委員会より処理水の現実的な処分方法として海洋放出と水蒸気放出の2案が提示されました。処分方法の決定に際しては科学的データの分析を徹底的に行うということは当然不可欠ですが、何よりも地元の商工業者をはじめとした関係者の方々の意見、要望を十分に受け止めながら丁寧かつ粘り強く説明し、地元の理解を得ることが最も重要であると考えております。

今回、この関係者の意見を伺う場に参加させていただくに先立ちまして、福島の地元の商工会議所から意見を伺いました。その中で、現地の商工会議所が特に憂慮しておりますのは、処理水を環境放出することでいまだ払拭されたとはいえ難い風評がさらに拡大してしまうことでした。

福島の産業は、全体として今なお放射線汚染の風評に苦しんでいます。特に水産業は加工食品業者を含め、福島原発事故の後、水揚げが激減する中で様々な努力を重ね、試験操業から始めてようやく農水省の出荷制限魚種もなくなったものの、それでも出荷量も魚価も事故前の水準から程遠い状態であり、元に戻っていません。

かつて皇室御用達でありました高級魚のヒラメの価格なども3割から4割低いままと承知しております。地元の商工会議所は水産業者から、海洋放出されると本当に困る、我々を殺す気かと言われたそうです。

中国、韓国、台湾などは原発事故前までは主要な輸出先だった国あるいは地域ですが、日本が官民挙げて日本の産品にはもはや放射線の影響はない、安全であると繰り返し説明しているにもかかわらず、いまだに放射線汚染の影響があると判断し、福島県産をはじめ東北地域の農水産物の輸入を禁止しており、主要な海外市場を失っている状況が続いています。

私ども商工会議所も中国などの政権トップに対し、規制の早期緩和、撤廃について毎年直接要望しているところですが進展が見られず、海外市場は失われたままとなっています。

2015年に韓国による福島など8県の水産物に対する輸入規制に対し日本が世界貿易機関に提訴しましたが、昨年4月最終審で日本の主張は受け入れられず、敗訴となりました。結果、韓国の禁輸措置は今もなお続いています。

また、2018年にはタイ・バンコクで予定していた福島県産ヒラメのPRイベントが安全性を懸念した消費者団体などの反対により中止になりました。

こうした実例を見ましても、残念ながら国内のみならず諸外国においても放射線の風評が依然

根強く残っているのが現状であると思います。こうした状況の中で原発事故由来の処理水が放出されれば、現地の商工会議所も私どもも、今ある風評被害にさらに風評が上乘せされることは必至であると考えています。福島県内の1次産業を中心とする福島経済に甚大な打撃を与えかねないと危惧しています。

処理水放出により風評被害がさらに発生する懸念については、ALPS小委員会の報告書にも相当程度記載されており、風評被害の防止、抑制、補填のための経済対策は必要と指摘されています。

しかし、その具体的中身についてはほとんど触れられておりません。特に処理水放出により風評被害が発生し、事業者や住民の金銭所得収入が失われることに対する対策や損害に対する補償についての言及がほとんど見られません。

以上のような状況を踏まえますと、地元の事業者の方々は処理水の放出に対し強い不安を持っており、処理水を外に放出すれば風評被害が確実に発生するとの見方をしていることが理解できます。

言うまでもなく、国際的な第三者機関による客観的な安全性の証明及び国民への周知などにより風評の拡大を防ぐ最大限の対策を講じることは重要です。ただし、そうした努力にもかかわらず処理水放出に伴い風評被害が発生した場合にあらかじめ備えるため、事業者の被る被害に対する経済的補償のスキーム及び事業者への支援、例えば、産品買取り、事業継続や新商品開発のための支援策などを国が明確に意思表示することがさらに重要であると思います。

処理水処分問題とは別の福島第一原発事故に起因する商工業者の営業損害賠償に関する話ではありますが、地元の商工会議所から、「東電による賠償支払いは平成26年1月までは円滑に行われたものの、それ以降支払いはほぼ止まっている。被災事業者から幾ら要請しても東電からはケース・バイ・ケースで損害の有無を判断するとの回答が繰り返されており、そうしたことについて不信感を持つ地元事業者も多い」との指摘が挙がっています。

処理水放出に伴う経済的補償スキームの構築に当たっては、こうした点なども十分踏まえた上で制度設計していただきたいと思います。

最後に、処分方法については地元の理解を得た上で最終的には国が責任を持って決定すべきと考えます。

説明は以上でございます。

○新川事務局長補佐

どうもありがとうございます。

いただきました御意見について、より正確に理解をするために国側から質問等があればお願い

いたします。

松本副大臣、お願いいたします。

○松本経済産業副大臣

御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

日本商工会議所ということで全国の商工業団体の皆様方の意見、そうしたものをお受け止めをいただいている立場というか、まとめていらっしゃる立場だと理解しておりますけれども、風評というお話がありまして、この風評を払拭をするという意味においては、これまでも様々なお取組をいただいていると理解しております。

そういう中におきまして、日本商工会議所さんといたしましてこれまでの経験も踏まえて、この風評払拭のためにどのような取組をすることが効果的であるというふうにお考えになられているのか、そのあたりを、ぜひ参考までに教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○久貝常務理事

風評被害は今もなお起きておりますが、国からは、福島の放射線についてはもう既に問題はなくなっている、安全になっているということで安心して福島の農産物や水産物を食べてほしい、ということをおっしゃられます。また、地元関係者も知事などもみんなそのようにおっしゃっています。私どもとしては、そうした点をアピールして、みんなでそれをやりましょうと、常々働きかけております。

私どもでは、大体年に1回は福島で会議を開催したり、福島産品の販路開拓支援等をやっており、できるだけ福島の方々の今の厳しい状況を緩和する努力をしているところでございます。

それから、もう一つは、先ほどの話でも触れましたけれども、特に海外市場は重要ですので、日商、各地の商工会議所、特に東北地域の商工会議所等は中国あるいは台湾等に行き、ぜひともこういう安全性について理解してほしい、輸入解禁してほしいと働きかけております。

ただ、しかしながら、そのようなことを国も地元の自治体も、あるいは民間でもやっていますけれども、なおまだ風評は残っているということがございますので、今日は先程のような発言をさせていただきました。

○新川事務局長補佐

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして日本商工会議所久貝常務理事からの御意見表明を終了させていただきます。久貝常務理事、どうもありがとうございました。

○久貝常務理事

ありがとうございました。

○新川事務局長補佐

それでは、次の参加者の方がお越しになるまで、いましばらくお待ちください。数分後に再開をさせていただきます。

(休 憩)

○新川事務局長補佐

それでは、準備が整いましたので、第6回「関係者の御意見を伺う場」を再開させていただきます。

次に、千葉県、滝川伸輔副知事から御意見を頂戴いたします。本日はよろしく願いいたします。

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は、御多忙の中、御参加を賜りまして誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPSなどで浄化をいたしました処理水につきまして、ALPS小委員会において風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきましては、処分方法の決定のみならず、併せて講ずべき風評被害対策についても取りまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。

また、3月には、東京電力から小委員会の報告を踏まえた現時点での検討素案が示されました。こうした内容について、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的とし、4月からこれまで5回の御意見を伺う場を開催してまいりました。

本日は、東京都内での開催として、関係者の皆様から御意見を頂戴いたします。御希望された方におかれましてはウェブ会議にて御参加をいただいております。

また、本日の会議には横山復興副大臣、石原環境副大臣にも御出席をいただいております。

本日お聞かせいただく御意見も踏まえ、今後、政府といたしましてALPS処理水の取扱方針を決定してまいります。

本日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新川事務局長補佐

それでは、滝川副知事、御意見の表明をよろしくお願い申し上げます。

○滝川千葉県副知事

千葉県副知事、滝川でございます。本日はこのような機会を頂戴しましてありがとうございます。

それでは、本県の意見を座って申し述べたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から9年余り経過をいたしました。事故直後は、千葉県におきましても一部の農林水産物の出荷制限がございましたし、風評被害によって大変厳しい状況に置かれたところでございます。

このため、県では生産者あるいは関係団体と一丸となって、また、事業者さんの理解と協力を得ながら様々な対策を講じてまいりまして、しかし、特に水産物については、依然として風評被害の影響がまだ残っている、こういう状況でございます。本日は、千葉県の現状と課題について御説明申し上げた上で、県としての意見を述べさせていただきます。

まず、農林水産物の風評被害に関しまして、事故直後に、農林水産物全般の価格の下落、取引先からの取引停止要求、また、本県は直売所、観光農園、潮干狩り場などが非常に多い県でございますけれども、これらに対する来客数の減少など深刻な被害が生じました。

県では放射性物質のモニタリング検査をいち早く実施いたしまして、結果を速やかに公表するなど食の安全・安心の確保に努めるほか、生産者団体などと一体となりまして販売促進キャンペーンを各地で展開するなど、風評被害の払拭に取り組んでまいりました。

これらの取組によりまして、本県産の農林水産物の市場価格、これはほぼ回復しております。しておりますけれども、いまだに規制の残っている品目も一部ございますし、水産物の一部では風評被害の影響も残っているという認識であります。

例えば、水産加工品において量販店などで一旦仕入先が他の産地に代わってしまいますと、そこをまた取り返すと、そういう販路の確保に苦しんでいる品目がございます。また、流通関係者から聞く声として、同じ魚種、同じ種類の魚が同じ価格で並んでいても消費者は他の産地のお魚買っていつちやうよと、こういう声も聞かれるところであります。

また、諸外国の輸入規制ですね、御承知のとおり、中国、台湾、韓国などでいまだ規制が残っております。こうした国への規制緩和の働きかけ、国が先頭になっていただけて続けられているところですが、このうち台湾につきましては、千葉県、大変交流が深いということもございまして、規制の早期解除については、本県独自でもいろいろと働きかけを行ってまいりました。しかし、解除には至っていないという現状でございます。

こうした中、この2月に政府の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会がトリチウムを含んだ処理水について、水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であり、海洋放出のほう

が確実に実施できるとする報告書を公表されました。

これを受けまして、本県では特に水産関係者から強い不安の声が上げられております。県漁業協同組合連合会、県水産加工業協同組合連合会、また、水産物の仲卸、小売の業者団体から県に対しまして、要約しますと、風評被害の再燃は確実で、事故発生後の悪夢のような状況に引き戻されるのではないかと大きな不安を感じている。水産関係者の理解と納得を得ない状況下で海洋放出の決定がなされることがないよう国への働きかけを求める。概略、こういう内容の要望書が県に対して提出されております。

また、水揚量全国1位の銚子港を擁し、水産加工業や関連する観光産業も盛んな銚子市からも県に対しまして水産物の風評被害のみならず地域経済全体へ影響を及ぼさないよう対応を求める要望書が提出されております。

さらに、千葉県議会では令和2年の6月定例県議会におきまして、処理水の処分方法について拙速に方針を決定しないこと及び徹底した風評被害対策を求める意見書を可決しまして、これは国の各省大臣、また、国会に提出をされたところであります。このような状況でございます。

いまだに風評被害が完全に払拭されたとは言えない状況下で、千葉県として特に必要なことは水産関係者の理解と納得を得ること及び風評被害を再燃させないことだと思っております。

本日、くしくも昨年の房総半島台風からちょうど1年なんですけれども、本県、足元ではただでさえ昨年度の台風、大雨の影響、まだございます。新型コロナウイルスによるお客様の減少、あるいは農林水産物の価格低迷と、こういった困難な状況が続いておりまして、ここにALPS処理水の風評被害が重なるというようなことが万一起きますと、水産業ばかりでなく房総半島の新鮮な海の幸を大きな目玉としております本県の観光業にも影響を与える。地域を支える関係者が、言わばトリプルパンチということで意欲を失うようなことを生じさせてはいけないと、こう思っているわけであります。

特に海洋放出という決定がなされようという場合には、もちろん海に県境はございませんので、大型漁船、魚群を追って各県沖をまたいで広範に操業しております。本県の漁船漁業への影響、これは福島県さん、茨城県さん、宮城県さん、こうしたところと変わらないというふうに考えております。

さらに、先ほど申しましたが、銚子港、水揚量日本一であります。東日本太平洋海域におきましては、石巻や気仙沼と並ぶ重要拠点漁港でございますので、銚子漁港を拠点として関東や東北各地の漁船が常磐沖から東北沖で操業し、魚介類を日々水揚げしてございまして、本県近海の水産物の評価に対する大きな影響を及ぼしかねないということも懸念をしているわけであります。

このようなことから、千葉県といたしましては、例年6月の下旬から行っております令和3年

度の国の施策、あるいは、当初予算に関する重点要望の中で2点申し上げております。

1つ、関係者の意見を丁寧に聞き、理解と納得が得られない中で拙速に方針を決定しないこと、
2つ、トリチウムに関する正確な情報を国内外へ広く発信し、具体的で実効性のある風評被害対策をしっかりと行うこと、この2点を既に要望として提出をしております。

今年はコロナ禍の影響もございまして、関係省庁のほうに郵送でお送りをしているというところ、いろんなコミュニケーション取らせていただいておりますが、まだ政務の先生方のお目には触れていないかもしれませんが、千葉県としてはこうした要望を出しておりますので、この2点が現在の千葉県の意見のボトムラインでございます。

これを少し、せっかくですので、敷衍をして申し上げます。

今日こうして私どもといたしますか、千葉県には意見を申し上げる機会を頂戴したわけですが、国におかれましては、まずは、やっぱり現地に赴いていただいて生産者や流通加工業者の不安の声を直接、ぜひお聞きをいただきたいというふうに考えております。その上で、農林水産物の市場価格の下落、買い控えなどの風評被害について、あらかじめ具体的で実効性のある対策を、対策というのは、風評被害を起ささない対策をもちろん含めてですね、こうしたものをしっかりと打ち出していただいて対話を丁寧に重ねていただきながら、関係者の十分な理解と納得を得ていただきたいというお願いでございます。

また、広く国民的にもトリチウムに関しては現時点で正確な知識ですとか御理解というものが広がっているというふうには残念ながら見受けられません。そこで、一般の消費者に対しましてトリチウムに関する正確な情報を折に触れて目にできるように政府広報などを通じて積極的に情報発信し、国民の間に不安や動揺が起こらないようにしていただきたいと思っております。

また、各種メディアは、当然ながら、正確な情報発信、あるいは、国民の皆様の御理解の上でも重要な役割を担うと思っておりますので、特にこのトリチウムに関する十分な理解が進むように最大限努めていただきたいというふうに思います。

さらに、流通業者に対しましても、風評を根拠とした買い控えや買いたたきなどが起こらないように流通の川上から川下まで各段階ごとに十分な目配りと御指導を行っていただきたいというふうに考えております。

こうした取組を通じて、現地の生産者、加工流通業者、もちろん各段階の流通や、そして消費していただく方のところまで国民的な理解と納得が得られるような環境づくりを、これは、ぜひ関係省庁、御協力いただいて、総力を挙げて行っていただくことが必要であるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○新川事務局長補佐

滝川副知事、どうもありがとうございました。

いただいた御意見について、より正確に理解をするために、国側から質問等があればお願いいたします。

横山副大臣、お願いいたします。

○横山復興副大臣

昨年の大雨、台風の影響があった上で、さらにこれにALPSが重なるとというお話がありましたけれども、具体的には風評に関わるようなところで、どういう事業者といますか、方たちが影響考えられるとか具体的なところがあれば教えていただきたいと思います。

○滝川千葉県副知事

これは、申し上げたように、特に今強く不安の声が上がっているのは、まずやはり水産業、水産関係者でございます。房総半島、首都圏の方であれば、例えば外房と内房の違いもお分かりいただくとおもうんですけども、やはり房総の魚というような売り方も我々しておりますので、地域は恐らく銚子から勝浦から内房まで、水産関係者はいろいろ不安があろうかと思えます。

また、先ほどの陳述の中で触れましたが、特に銚子港、これは、やはり太平洋の漁業の拠点でもございますから、また、流通加工の基地が非常に発達しておりますので、この地域の不安も大きゅうございます。

それから、これも先ほど触れましたが、やはり、千葉の観光の一つの目玉が新鮮でおいしい海産物、これを現地で召し上がっていただく、あるいはお土産で買って帰ると、こうしたところも、これがまた特に台風とコロナで打撃を受けている産業でございますので、こうしたところもちょっと心配かなといったところでございます。

○新川事務局長補佐

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、千葉県、滝川副知事からの御意見表明を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○滝川千葉県副知事

ありがとうございました。

○新川事務局長補佐

以降の参加者はウェブ会議での御参加となります。ウェブ会議を接続するため、一度インター

ネット中継を中断させていただきます。数分後に再開させていただきますので、いましばらくお待ちください。

(休 憩)

○新川事務局長補佐

それでは、準備が整いましたので、第6回「関係者の御意見を伺う場」を再開させていただきます。

宮城県、遠藤信哉副知事から御意見を頂戴いたします。本日はよろしくお願ひいたします。

○遠藤宮城県副知事

よろしくお願ひいたします。

○新川事務局長補佐

まずは、松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○松本経済産業副大臣

本日は御多忙の中、御参加をいただきまして誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPSなどで浄化をいたしました処理水につきまして、ALPS小委員会において、風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされました。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についても取りまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。

また、3月には、東京電力から小委員会の報告を踏まえ、現時点での検討素案が示されたところであります。こうした内容につきまして、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的とし、4月からこれまで5回の御意見を伺う場を開催してまいりました。

本日は、東京都内での開催といたしまして、関係者の皆様から御意見をいただきます。なお、今回は御希望された方におかれましてはウェブ会議にて御参加をいただいているところであります。

また、本日の会議には、横山復興副大臣、石原環境副大臣にも御参加をいただいております。

本日お聞かせいただく御意見も踏まえまして、今後、政府といたしましてALPS処理水の取扱方針を決定してまいります。

本日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願いを申し上げます。私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○新川事務局長補佐

それでは、遠藤副知事、御意見の表明をよろしくお願ひ申し上げます。

○遠藤宮城県副知事

それでは、よろしく願いいたします。

まず、東京電力福島第一原子力発電所の事故処理、そして、汚染水の対策などにつきまして日夜懸命な御努力で対処されております政府の皆様、東京電力の皆様に改めて敬意を表します。また、このような意見を述べさせていただける貴重な機会をいただきまして、経済産業省、資源エネルギー庁の皆様にも改めて感謝を申し上げます。

本日は、知事が業務の都合がございまして対応ができませんでした。私、副知事の遠藤から発言をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、最初に福島第一原子力発電所事故による県内の現状、次に、ALPS処理水の問題について本県としてどのように捉えているかをお話しさせていただき、続いて、処理水の処分に伴う課題、そして、締めくくりといたしまして意見を述べさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、福島第一原子力発電所事故による県内の現状に関して2点ほどお話をさせていただきます。

まず1点目でございますが、本県の産業構造についてお話をさせていただきます。

本県は豊かな自然に囲まれ、米は生産量で全国5位、海面漁業、養殖業漁獲量は全国3位であるなど海、山、大地が育む四季折々の多彩で豊かな食材に恵まれ、第1次産業が盛んであり、「食材王国みやぎ」をキャッチフレーズとして、食と言えば宮城というイメージを抱いていただけるよう官民一体となって様々な取組を行っているところでございます。

また、本県は東北における交通の要衝でありまして、近隣他県との往来が容易であることなどから、東北の豊かな環境資源を背景に、仙台市を起点に観光客の多様なニーズに応じた各観光ルートを設定することが可能となっております。

以上を踏まえまして、2点目といたしまして、福島第一原発事故により被害を受けた農林水産業や観光業の状況について述べさせていただきます。

まず、本県農林水産業でございますが、福島第一原発事故に伴い、農林水産物の出荷制限や風評に伴う販路の喪失など大きな被害を受けました。また、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することのないよう万全を講じ、安全の確保に取り組んでまいりました。

特に、沿岸地域の基幹産業であります水産業におきましては、震災の津波によりまして甚大な被害を受けたことから、生産基盤の復旧・復興及び生活となりわいの再建・安定に至るまで約10年の年月を要してまいりました。

放射性物質の影響は本県の水産物へも大きなダメージを与えまして、震災復旧・復興に取り組

む中で放射性物質への対応に多大な労力を割かなければならなかったということになっております。

事故発生直後には本県に水揚げされる水産物からも基準値を超える魚が見つかり、出荷制限指示が出される魚種が続いたほか、平成26年9月以降、基準値を超える値は出ていないものの、買い控えへの対応を余儀なくされております。

本県水産物の安全性と信頼を確保するため、試験研究施設での精密検査や魚市場等における簡易放射能検査器による流通前のスクリーニング検査はこれまで継続しており、その数は平成24年から令和元年まで8年間で12万9,000検体を超過しております。

また、検査を推進するだけでなく、風評を払拭するための本県水産物の安全・安心を全国の消費者、販売店及び海外に対して強力で情報発信をし続けてまいります。

その一方で、昨年度のWTO上級委員会の敗訴により韓国による輸入規制のさらなる長期化が懸念されておりますほか、消費者庁の直近のアンケート調査におきましても、本県を含む被災地を中心とした東北の食品購入をためらうと回答した消費者はいまだに6.4%存在しており、風評はいまだ払拭されていない状況にあります。

次に、観光業でございますが、令和元年の本県の観光客入込数は6,796万人で、これは震災前の6,129万人を上回り過去最高を更新いたしました。一方で、外国人観光客宿泊数は震災の年は前年の3割まで激減いたしましたが、令和元年は震災前の実績を大きく超える数字となっております。

しかしながら、全国的にインバウンドが大きく伸びている中で全国に占める割合は僅かであり、依然として出遅れている状況に変化がありません。また、一般消費者への風評の影響が根強い韓国や香港からの観光客数は震災前の水準には回復しておりません。

その中で、本県の観光は今般の新型コロナウイルス感染症で悪影響も受けており、今後も福島第一原発事故の風評の影響は長期間にわたって表れることが見込まれており、安全・安心に関する正確な情報や本県の観光の魅力等を国内外に広く伝えることが重要であると考えております。

次に、ALPS処理水の問題について、本県としてどのように捉えているかについてお話をさせていただきます。

東日本大震災に伴う大津波によりまして事故を起こしました福島第一原子力発電所の原子力建屋に地下水や雨水が流入し、放射性物質を含んだ汚染水が発生し続けていること、そして、この汚染水は多核種除去設備、いわゆるALPSなどの設備により浄化処理をした上でタンクに貯留されておりますが、保管し続けることは困難であり、現在、早期の処理が必要な状況になっているものと理解をしており、ALPS小委員会においてはALPS処理水の処分の方法を検討し、

5つの方法から基準を満たしていることを確認した上で海洋放出、水蒸気放出を行うという2つの案に絞り込みました。

また、海洋放出や水蒸気放出をしても周辺住民及び自然環境への影響は問題のないレベルであると理解はしております。

海洋放出が最も現実的であるという見解があるものの、これまでの経緯からの政府や東京電力に対する不信感に加え、処理水の形成過程に伴う不安感によりまして、処理に当たり、この風評被害の発生が想定されます。

さらに、昨今のSNSによる瞬時の情報拡散による影響などを考慮いたしますと、風評被害に対する不安は誰もが持つものと考えられ、この問題が解決するのはなかなか容易なことではないものと受け取っております。

先ほど申し上げましたとおり、本県では福島第一原発事故による風評被害で農林水産業及び観光業など広範囲な産業で損失を受けており、被災後9年を経過してもなお風評に苦しんでいる実態がございます。

このため、処理水の海洋や水蒸気放出に関する議論を受け、本県議会では新たな風評被害を懸念し、令和2年3月17日、今年の3月17日付で東京電力第一原子力発電所におけるALPS処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書を全会一致で決議し、既に原発事故により甚大な被害を受けている被災者に処理水の海洋放出によって追い打ちをかけることのないよう国に要望しているところでございます。

また、令和2年6月15日、今年の6月15日に宮城県漁業協同組合から福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出断固阻止に関する要望書の提出があり、風評被害が再燃するばかりか、震災からの復旧に尽力してきた漁業者の9年間の努力が水の泡に帰すとして、海洋への放出を行わないことを強く国に要請するよう要望を受けたところでございます。

次に、ALPS処理水の処分に伴う課題についてお話をさせていただきます。

今年の2月に公表されましたALPS小委員会の報告書によりますと、ALPSでは福島第一原子力発電所で発生する汚染水に含まれるトリチウム以外の放射性物質を環境中へ放出する際の基準まで浄化する能力を有していると同っております。

しかし、現在タンクに保管されている処理水につきましては、その7割がトリチウム以外の放射性物質についての基準を超えて含まれているとか、基準を超過している処理水が多く存在する件に関しまして、東京電力はその事実をあらかじめホームページ上で公表していたと同っておりますが、実は、非常に見えづらく、数字の羅列がありまして理解が困難であったことから、いわゆる処理水になじみのない一般の方々には、一般の人々には事前に処理水が法律基準を超過して

いる理由や、超過していてもタンクで保管している状態では周辺住民への被曝量に影響を与えないということが的確に伝わっておらず、また、マスコミにおいても大きく取り上げられたことから、その不信感や不安感を持たれる状況を招いてしまっているのではないかというふうに考えております。

小委員会報告書や3月に公表された東京電力の検討素案によりますと、処分される場合、2つの案いずれの場合であっても基準値を満たすよう二次処理を行うとされておりますことから、環境中に放出されても科学的に問題は生じないものと認識いたしております。

しかしながら、一般の人々の心理からいたしますと、処理水やそれに含まれるトリチウムがどのようなものなのかを正しく理解し、それに対する不安を解消していない限り風評が発生することは大きく危惧される場所であり、これが最も重要な課題だというふうに考えているところでございます。

締めくくりといたしまして、ALPS処理水の処分についての本県の意見を述べさせていただきます。

報告書で示されております海洋放出及び水蒸気放出のいずれの処分方法であっても、本県においても新たな風評による被害の拡大が想定されます。

ALPS処理水の処分につきましては、これまでの経緯から不信感や不安感を持たれていることから、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に取り組んでいただく必要があると考えております。

風評対策に対しましては、ALPS処理水が科学的に安全なものであるということ、また、きめ細かく確実に測定をして心配のないものであるということをお人々、国民の皆さん、そして特に消費者と生産者をつなぐ流通、小売業者が正しく理解し、不安を抱かないようにすることが必須であるというふうに考えております。

そのためには、正確な情報を、見た方の大多数が安心感を得られるような工夫によりまして見える化し、丁寧にかつ継続的に粘り強く発信していくことが大事であると考えております。

また、風評対策は国及び東京電力において責任を持って主体的に取り組まれるものでありますが、風評は国内外にかかわらず広い地域で発生するものであり、幅広く、かつ、まず多くの民間事業者及び地方自治体などの関係者の協力を得るとともに、連携をして効果が高いと考えられる対策を講じなくてはならないというふうに考えております。

なお、有効な対策を徹底的に実施した上で風評被害が生じた場合については、国及び東京電力におきましては民間事業者、地方自治体の関係なく被害者側の声を聞いていただき、誠意をもって損失補填や風評対策への財政措置に応じていただかなければならないというふうに考えており

ます。

最後になりますが、国ではALPS小委員会、それに先立つトリチウム水タスクフォースにおいて時間をかけて総合的な検討の上、報告書を公表されたことは存じ上げておりますが、このたびの御意見を伺う場の発言や募集されました書面による意見も十分に考慮していただき、国民的議論の上で基本的な方針を決定されるようお願いを申し上げます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が全都道府県において解除はされたものの、全国的に感染拡大が再燃し、大幅に落ち込んでおります経済の再生も不透明感を増しておりますことから、方針の決定が本県地域経済にさらなる悪影響を及ぼすことが懸念されております。

そういった意味で誠意ある対応を示された上で、公表時期につきましても十分考慮されますよう重ねてお願いを申し上げます。

私からの発言は以上でございます。ありがとうございました。

○新川事務局長補佐

遠藤副知事、どうもありがとうございました。

いただいた御意見につきまして、より正確に理解をするために、国側から質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、宮城県、遠藤副知事からの御意見表明を終了させていただきます。

遠藤副知事、どうもありがとうございました。

○遠藤宮城県副知事

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○新川事務局長補佐

次の参加者とウェブ会議を接続するため、一度インターネット中継を中断させていただきます。数分後に再開させていただきますので、いましばらくお待ちください。

(休憩)

○新川事務局長補佐

それでは、準備が整いましたので、第6回「関係者の御意見を伺う場」を再開させていただきます。

茨城県、大井川和彦知事から御意見を頂戴いたします。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

まずは松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げさせていただきます。よろしくお

願いをいたします。

それでは、松本経済産業副大臣、願いをいたします。

○松本経済産業副大臣

すみません、知事の御発言に先立ちまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

まずは、本日、大変御多忙の中、御参加をいただきまして誠にありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPSなどで浄化をいたしました処理水につきまして、ALPS小委員会におきまして風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告がなされたところであります。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についても取りまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者をはじめとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。また、3月には、東京電力から小委員会の報告を踏まえた現時点での検討素案が示されました。こうした内容について、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的とし、4月からこれまで5回の御意見を伺う場を開催いたしました。

本日は、東京都内での開催として、関係者の皆様から御意見を頂戴いたします。御希望された方におかれましては、ウェブ会議にて御参加をいただいております。

また、本日の会議には、横山復興副大臣、石原環境副大臣にも御出席いただいております。

本日お聞かせいただく御意見も踏まえ、今後、政府といたしましてALPS処理水の取扱方針を決定してまいりたいと存じます。

本日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、私からの挨拶といたします。どうぞ知事、よろしくお願いいたします。

○新川事務局長補佐

それでは、大井川知事から御意見の表明のほう、よろしくお願い申し上げます。

○大井川茨城県知事

ありがとうございます。

それでは、ALPS処理水放出について茨城県としての意見をお話しさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、今月で原発事故の発生から9年半が経過いたしました。本県における原発事故の影響が解消されたかということ、決してそのようなことはないわけでございます。

海の魚では放射性物質による出荷等の規制はなくなりましたが、いまだにシイタケや山菜、淡水魚などについては国の出荷規制が残ったままとなっております。まだまだ福島原発事故と

というのは我々にとっては終わっていないわけでございます。一部の国、地域においては、今なお、本県農林水産物に対する輸入規制が行われておりますので、こういう点においても、我々、輸出にいろいろ活路を見いだそうとする中で手かせ足かせになっているということです。

漁業においては、本県は福島県と境を接しております。両県の沿岸漁業者は事故前はお互いに相手の県の海域に入りながら漁をしておりましたが、福島県が原発事故後全面的に休業となって以降も現在も中断が続いております、特に本県北部の県境に近い漁業者の方々は不自由な操業を続けている状況でございます。

本県では事故発生当初から今日まで農林水産物の放射性物質を定期的に検査して安全性の確保に万全を期するとともに、消費者の不安の払拭に努めてまいりました。原発事故直後の平成23年4月からコウナゴから当時の暫定規制値を超える放射性物質が検出され、幅広い水産物で価格が大幅に下落し、検査の結果、安全性が確認された漁獲物に至っても一時的に他県の産地市場から受入れを拒まれると、そういう経験を我々しております。

これを受けて、県では水産物の放射性物質の検査体制を構築して漁業関係者と一体となって185魚種、1万8,249検体に及ぶ魚介類のサンプリングと放射性物質のモニタリング検査を行ってきております。

平成24年4月から国が食品中の放射性セシウムの濃度をこれまで暫定規制値であった1キログラム500ベクレルから新たな基準値である100ベクレルに変更した際にはその基準の変更に対応して、業界として独自に放射性物質の検査結果50ベクレルを超える魚介類については出荷自粛を取り決めるなど、消費者などからの本県水産物の信頼性確保のための努力を積み重ねてきておりました。

本県海面において国の出荷制限指示を受けた魚種7種、県からの出荷自粛要請魚種8種、業界の生産自粛魚種は15種となり、合計30種に及ぶ出荷制限が取られてきました。

国の出荷制限指示を受けた中には茨城県の魚であるヒラメをはじめ、スズキやカレイ類など本県の重要魚種も含まれまして、多くの漁業種類が休業や操業自粛海域の設定を強いられたわけでございます。

海面における規制の対象魚種の追加や解除による増減を繰り返しながら、ようやく平成29年3月になくなったわけでございますが、実に5年9か月の間、規制が継続してまいりました。

原発事故以来、基準値を超えた本県水産物が市場に流通したことは一度もありません。これは本県水産物の安全性確保に官民挙げて努力して継続したモニタリングと、安全面に重きを置いた生産体制を取ってきた結果だと考えております。

しかし、検査で安全が確認されている水産物であっても、関西方面など情報が届きにくい取引

先から敬遠されたといった風評被害の事例が生じております。風評払拭に向けては原発事故直後から県内外の多数のイベントに漁業団体や水産加工業者が出店して本県水産物とその加工品の安全性を伝える取組を積極的に進めたり、量販店の店頭で漁業者自らが立って試食販売などによるPRを粘り強く行ってきました。

県といたしましても、首都圏、各都県の量販店、チェーン店において大規模な茨城水産物フェアを開催したり、水産加工品のプレゼントキャンペーンなど販売促進と消費者へのPRを積極的にリスクコミュニケーションを図ってきた結果、現在はようやく落ち着いた状況になったと考えております。

一方、事故から3年が経過した平成26年に首都圏近県において消費者対象に行った意識調査では、放射性物質の影響を考慮して本県水産物の購入を控えていると回答した人が全体の10%を超えていたということがございます。消費者の不安は根強いということがございます。風評被害を払拭するために長期にわたる粘り強い努力を積み重ね、やっとここまで回復したという矢先に今回処理水を放出すること、これに対する漁業関係者の強い反対というのは当然ではないかというふうに考えております。

以上を踏まえまして、ALPS処理水の処分に関する意見を2点述べさせていただければと思います。

1点目でございます。処理方法の決定に当たって納得できる説明をお願いしたいということです。第2に、どのような風評対策を行うのか、国が早急に示す必要があるということです。この2点でございます。

1つ目の処理方法の決定についてでございますが、さきのALPS小委員会の報告書では処分方法として技術的に実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であり、海洋放出のほうが水蒸気放出と比べると確実に実施できるとした内容の報告書が発表されました。我々事前に何も聞かされていない立場からすると、結論ありきの取りまとめのようにも見えてなりません。

例えば、同じ海洋放出であっても、そもそも原発敷地から直接海に流すのではなく、人の居住地からなるべく離れた遠い無人島などで放出するとか様々な方法があるのではないかと、そういう方法を実際にきちんと検討していただけたのか、そういうことをしっかりと明らかにしていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

報告書の中では処理水の原発敷地外への移送に対して、手段の検討・準備に相当の時間を要するとともに多岐にわたる関係者との事前調整、認可手続が必要になり相当な時間を要するという記述がございますが、まだ皆さんが納得するには十分な説明ではないように感じております。様々な可能性を探ったのであれば、その内容が明確に分かるようにしていただければというふう

に思います。

処分方法の政府方針決定に当たり、小委員会の報告を既定路線とせず、地域社会や環境に対し、より影響の出ない方法が本当はないのかということを検討結果を含めて、より具体的な説明を強くお願いするものでございます。

2つ目の風評対策でございます。風評対策の内容については、これまでに開催された関係者の御意見を伺う場などでの発言でも、国などが行おうとする風評被害対策の具体的内容が見えてこないとか、あるいは、処理水やトリチウムに関する国民や諸外国の不安を取り除くような分かりやすい情報提供が不十分であるといった意見が出たというふうに認識しております。私も全く同意見です。説得力を持った内容をきちんと示していただければというふうに思います。

さきに述べましたように、風評の払拭は非常に大きなエネルギーと時間を要するものでありまして、ALPS処理水の処分は計画的に行うものであるわけですから、国においてしっかりした計画を立てて対応をお願いしたいと思っております。

我々としては、今まさに後継者が戻ってくるような利益率の高い1次産業を創出しようとしている矢先でありまして、海外にも市場を広げようとしているところであります。

例えば、本県農林水産物の輸入をやっと認め始めてくれた諸外国がまた元に戻ってしまったりすることが絶対にないのか、国内の風評対策だけでなく海外との関係も重視していただければと思います。輸出の拡大に向けて県がこれまで投資してきた費用が無駄になることがないように、これらについてもしっかりとした対応をお願いできればと思います。

なお、風評対策の内容を決めるに当たっては、県、市町村、関係者の意見を十分に尊重し反映していくことをお約束いただければと思います。いまだトリチウムを含んだALPS処理水の処分について国民の理解が十分とは言えない状況の中で処分方法の決定に向けた議論がなされていることに対し、本県の漁業関係者の方々は非常に心配されているところであります。処理水の海洋放出には絶対反対という立場を取っておられます。国及び東京電力が責任を持って国民的な理解を醸成し、原発事故により被害を受けた方々に将来にわたって苦痛を与え、あるいは忍耐を求め続けるような措置とならないように、適切な御判断をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。本日はこのような意見を申し上げる機会をいただきまして誠にありがとうございます。

○新川事務局長補佐

大井川知事、どうもありがとうございました。

いただいた御意見につきまして、より正確に理解をするために、国側から質問等がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

質問ないようでございますので、これもちまして、茨城県、大井川知事からの御意見表明を終了させていただきます。

大井川知事、どうもありがとうございました。

○大井川茨城県知事

ありがとうございました。

○松本経済産業副大臣

知事、どうもありがとうございました。

○新川事務局長補佐

ありがとうございました。

以上で、第6回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る「関係者の御意見を伺う場」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—